

福県医発第2111号(地)
平成18年 2月24日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 竹 嶋 康 弘



医療機器の保険適用について

標記の件につきまして、平成18年1月31日付保医発第0131003号厚生労働省保険局医療課長通知により、平成18年2月1日から新たに保険適用となった医療機器（「区分A2（特定包括）」および「区分B（個別評価）」）が示された旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、「区分A2（特定包括）」および「区分B（個別評価）」の定義につきましては下記のとおりです。

記

A2（特定包括）：当該医療機器を用いた技術が、「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」（平成6年3月厚生省告示第54号）に掲げられている項目のうち特定のものにおいて評価され、保険診療で使用できる別に定める特定診療報酬算定医療機器の区分（「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」（平成16年3月5日付保医発第0305006号）のいずれかに該当するもの。（C1（新機能）、C2（新機能・新技術）に相当しないもの）

B（個別評価）：当該医療機器が、特定保険医療材料およびその材料価格（材料価格基準）（平成16年3月5日厚生労働省告示第81号）に掲げられている機能区分のいずれかに該当するもの。（C1（新機能）、C2（新機能・新技術）に相当しないもの）